

議員提出議案第 2 号

UR 賃貸住宅を公共住宅として存続させることを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条及び狭山市議会会議規則第 14 条の規定により、標記のことについて別紙のとおり意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 21 日

狭山市議会議長 小谷野 剛 様

提出者	狭山市議会議員	加賀谷 勉
賛成者	同	高橋ブラクソン久美子
	同	土方 隆 司
	同	太 田 博 希
	同	猪 股 嘉 直
	同	大 島 政 教

UR賃貸住宅を公共住宅として存続させることを求める意見書

野田内閣は、2012年1月20日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定した。約76万戸の賃貸住宅を経営・管理する都市再生機構について、「業務の見直し、分割・再編、スリム化」を内閣府に設置する外部の有識者からなる検討の場で検討し、本年度中に方向性について結論を得ること、UR賃貸住宅は「居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ、国民負担が増加しないよう留意しつつ、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化」を検討し平成24年夏までに結論を得る、としている。

都市機構賃貸住宅は、その経営・管理主体は、もともと日本住宅公団として出発し、統廃合を三度繰り返して、2004年から独立行政法人都市再生機構となっているが、半世紀以上にわたって蓄積されてきたかけがえのない公共住宅である。

団地には居住者の自治会活動が結実して良好なコミュニティが形成されている。防災活動も活発に取り組み、地域の防災拠点の役割も果たしている。高齢者世帯の安定の場であるとともに、次世代を担う子育て世代にとっても安心・安定の居住の場である。

また、2011年9月に全国公団住宅自治会協議会が実施した居住者アンケート調査によると、当市の狭山台団地における居住者の実態は、世帯主60歳以上が73.7%を占め、入居収入基準額の第1分位に該当する年収251万円未満の世帯が62.6%となっており、急速な高齢化や年金生活世帯の増加による世帯収入の低さが特徴となっているが、このことは、全国に共通する現実である。

よって、関係機関においては、このような居住者の実態を踏まえ、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 都市機構賃貸住宅が現実に果している役割と居住者の生活実態、また居住者の居住の安定確保に関する国会付帯決議等を十分に踏まえ、政府が直接関与する公共住宅として維持存続させること。都市機構賃貸住宅について特殊会社化の検討はしないこと。
- 2 国は公的賃貸住宅の安定的確保と、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立し、国民の前に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

埼玉県狭山市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

行政改革担当大臣

独立行政法人都市再生機構理事長